

(庶ろ-15-B)

平成25年3月29日

地方裁判所事務局総務課長 殿

水戸、甲府、神戸、奈良、大津、和歌山、
富山、広島、岡山、松江、福岡、佐賀、
大分、宮崎、福島、山形、盛岡、秋田、
青森、函館、旭川、釧路、高松、徳島

家庭裁判所事務局総務課長 殿

千葉、水戸、甲府、長野、神戸、奈良、
大津、和歌山、富山、広島、岡山、松江、
福岡、佐賀、大分、宮崎、仙台、福島、
山形、盛岡、秋田、青森、函館、旭川、
釧路、高松、徳島、松山

最高裁判所事務総局情報政策課課長補佐 池 田 誠

期日進行管理プログラム（家事事件用）等用サーバ機の集約

等について（事務連絡）

標記プログラム、期日進行管理プログラム（簡裁民事事件用）及び調停委員出勤
管理プログラム（以下「期日P」という。）用のサーバ機（以下「期日Pサーバ機」
といふ。）の更新等については、3月29日付け当課参事官事務連絡によりお知ら
せしたところですが、同更新等に伴うデータ移行等の作業内容は別紙1のとおりで
すので、よろしくお取り計らいください。

なお、同作業に必要となるプログラム等を格納したCD（以下「サーバ機更新等
作業用CD」という。）を別途送付しますので、対象庁に送付してください。

おつて、別添の調査表につき、貴庁管内の各対象庁分をとりまとめの上、5月2

日（木）までに情報政策課情報処理第一係（[REDACTED] まで
メールで送付してください。

(別紙1)

データ移行作業等について

1 データ移行作業等の対象庁及びスケジュール

別紙2記載のとおり

2 作業内容（以下の(1)～(4)の項目は、別紙2を参照のこと）

(1) 調査表の提出（5月2日まで）

別添の調査表の記載例を参考に、請負業者及び情報政策課との日程調整等の連絡窓口となる担当者の氏名及び連絡先等を記載して提出する。

(2) データ移行作業（5月7日から同月24日まで）

ア 日程調整

当課から各対象庁に対して、データ移行作業日（開庁日）の提示をするので、これを受けたて日程の調整を行う。

イ 当日作業

対象庁において期日Pサーバ機のデータ移行等を行うために必要な作業は、別紙3のとおりである。各作業は、サーバ機更新等作業用CDに格納してあるデータ移行手順書に記載のとおり、利用している期日P及び後見事件管理プログラムに対応した手順で行う。

なお、財産管理事件管理システムを利用している対象庁については、平成24年11月22日付け家庭局第一課専門官事務連絡を参考にデータ移行を行う。

おって、相続放棄等事件管理システムの導入庁については、同日付け家庭局第一課専門官事務連絡を参考にデータ移行を行う。

(3) ハードディスク削除作業（5月27日から6月7日まで）

期日Pサーバ機のハードディスク内に保存されている全てのデータは、情報政策課がリモートで削除する。その準備として対象庁において、次の作業を行

う。

- ア 別途データの削除作業に関する事務連絡を発出するので、削除作業当日、速やかに作業に取りかかることができるよう、サーバ機更新等作業用CDを用意する。
- イ 当課より連絡窓口担当者に電話で指示をするので、その指示に従ってリモート接続を開始する（各対象庁の担当者が行う作業時間は概ね5分程度であり、その後のハードディスク削除作業は、当課で行う。）。

注意！！

作業後は期日Pサーバ機のハードディスク内のデータが全て削除されますので、期日Pサーバ機内に期日P以外の他のデータを保存している場合には、本作業前に必ずデータを待避してください。

(4) サーバ機撤去作業（6月10日から同月28日まで）

期日Pサーバ機の撤去作業は、請負業者が行う。その準備として対象庁において、次の作業を行う。

ア 日程調整

請負業者から各対象庁に対して、直接作業予定日（開庁日）の提示があるので、これを受けて日程の調整を行う。

イ 撤去作業日までの準備

作業日までに、電源ケーブル、ディスプレイケーブル及びLANケーブルをサーバ機から取り外し、別途各対象庁ごとにお知らせする予定であるリスト物品一覧表記載の各機器を全て取りまとめて、撤去できる状態にしておく。

3 照会先

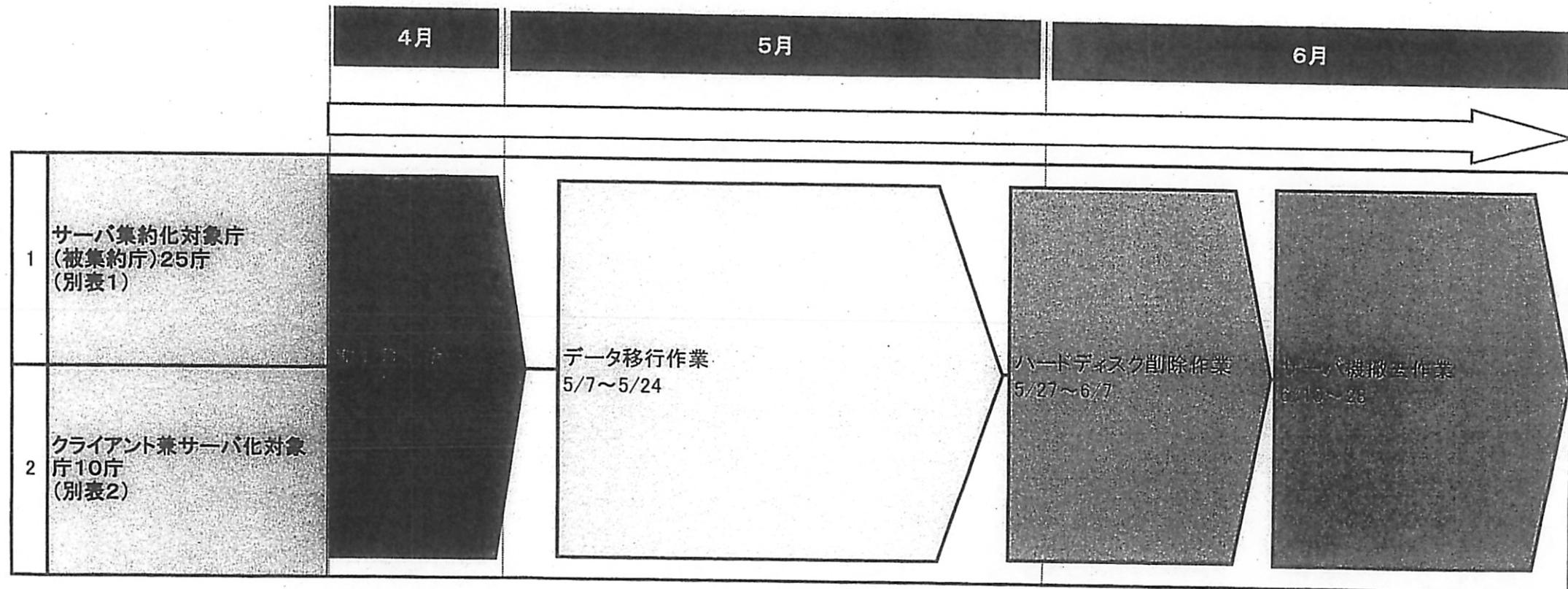
情報政策課情報処理第一係

電話番号：03-3264-8111（内線■■■）

夜間直通：■■■

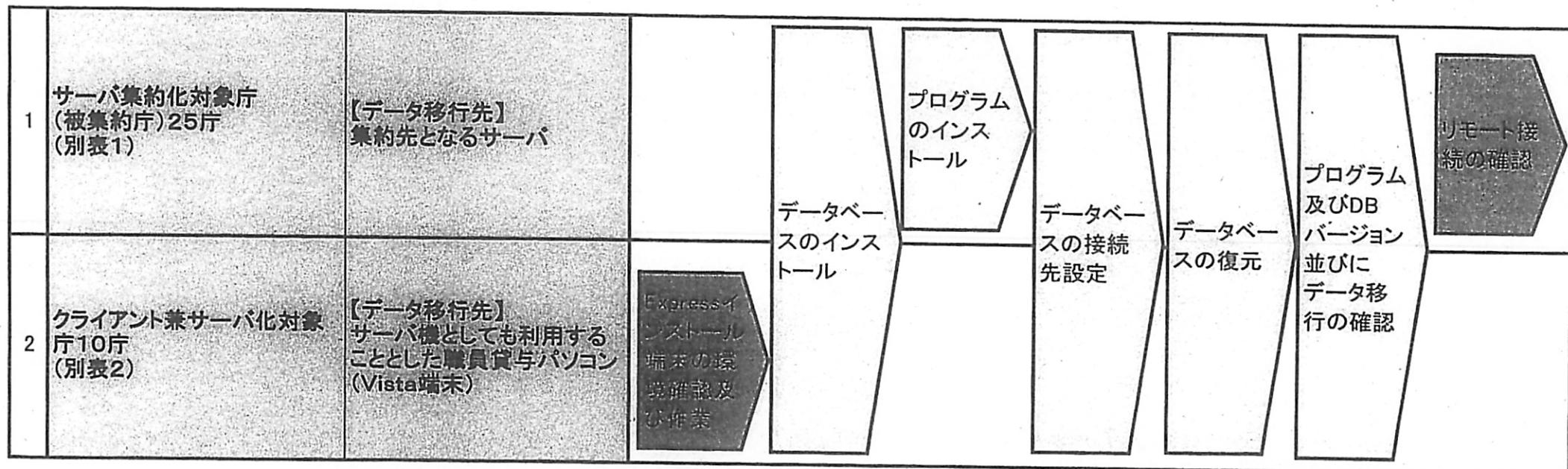
メールアドレス: [REDACTED]

データ移行作業等の対象庁及びスケジュール



データ移行作業について

5月7日～5月24日



➡ データ移行作業時に1回行うことで足りる作業

➡ データ移行作業で利用する期日P及び後見事件管理プログラムの数に応じて行う作業

(別表1)

サーバ集約化対象庁（被集約庁）（25庁）

家庭裁判所

No.	対象庁（被集約庁）
1	水戸家庭裁判所
2	甲府家庭裁判所
3	大津家庭裁判所
4	和歌山家庭裁判所
5	富山家庭裁判所
6	広島家庭裁判所福山支部
7	岡山家庭裁判所倉敷支部
8	松江家庭裁判所
9	福岡家庭裁判所飯塚支部
10	佐賀家庭裁判所
11	大分家庭裁判所
12	宮崎家庭裁判所
13	福島家庭裁判所
14	山形家庭裁判所
15	盛岡家庭裁判所
16	秋田家庭裁判所
17	青森家庭裁判所
18	函館家庭裁判所
19	旭川家庭裁判所
20	釧路家庭裁判所
21	釧路家庭裁判所帯広支部
22	高松家庭裁判所
23	徳島家庭裁判所

No.	集約先となるサーバ庁
1	水戸簡易裁判所
2	甲府簡易裁判所
3	大津簡易裁判所
4	和歌山簡易裁判所
5	富山簡易裁判所
6	福山簡易裁判所
7	倉敷簡易裁判所
8	松江簡易裁判所
9	飯塚簡易裁判所
10	佐賀簡易裁判所
11	大分簡易裁判所
12	宮崎簡易裁判所
13	福島簡易裁判所
14	山形簡易裁判所
15	盛岡簡易裁判所
16	秋田簡易裁判所
17	青森簡易裁判所
18	函館簡易裁判所
19	旭川簡易裁判所
20	釧路簡易裁判所
21	帯広簡易裁判所
22	高松簡易裁判所
23	徳島簡易裁判所

簡易裁判所

No.	対象庁（被集約庁）
24	尼崎簡易裁判所
25	奈良簡易裁判所

No.	集約先となるサーバ庁
24	神戸家庭裁判所尼崎支部
25	奈良家庭裁判所

(注)

- 1 集約先となるサーバ庁においては、集約化に伴うデータ移行に関する作業は発生しない。
- 2 集約後、対象庁（被集約庁）のデータは集約先となるサーバ庁へ移行する必要がある（移行は対象庁（被集約庁）が行う。）。
- 3 集約後の対象庁（被集約庁）のデータのバックアップは対象庁（被集約庁）がリモートにて行うことを予定している。
- 4 尼崎簡易裁判所及び奈良簡易裁判所は、クライアント兼サーバからサーバに集約されるため、ハードディスク削除作業及びサーバ機撤去作業を行うことはない。

(別表2)

クライアント兼サーバ化対象庁（10庁）

家庭裁判所

No.	対象 庁
1	千葉家庭裁判所木更津支部
2	長野家庭裁判所上田支部
3	広島家庭裁判所尾道支部
4	岡山家庭裁判所津山支部
5	宮崎家庭裁判所都城支部
6	仙台家庭裁判所古川支部
7	仙台家庭裁判所石巻支部
8	福島家庭裁判所会津若松支部
9	高松家庭裁判所丸亀支部
10	松山家庭裁判所西条支部

(別添) 調査表

記載欄は、管内の対象庁の数だけ適宜追加してください。

(記載欄)

裁判所名	郵便番号	住所	部署名	担当者名	電話番号	担当者連絡先 (内線又は直通 電話)	メールアドレス

各担当者は、日程調整
や連絡等の窓口となりま
す。

(記載例)

裁判所名	郵便番号	住所	担当部署名	担当者名	電話番号	担当者連絡先 (内線又は直通 電話)	メールアドレス
○簡易裁判所	000-0000	●●県●●市●●町0丁目0番0号	審記官室	●山●男	000-000-0000	内線0000 直通00-00 0-0000	XXXXX-[REDACTED]